

港区立伝統文化交流館登録申請書

(宛先)

港区長

以下のとおり登録を申請します。

		新規登録	登録内容変更	登録証再交付	有効期限更新
登録番号					※既に登録済みの場合のみ
登録区分	団体	伝統文化継承団体・地域団体・福祉団体・在住団体・在勤団体・在学団体			
	個人	在住 ・ 在勤 ・ 在学			
登録者(団体・個人)に関する情報	フリガナ 登録者名 (団体名・氏名)				設立年月日 /生年月日
	活動目的				
	住所	〒 ー			
	電話番号	自宅 携帯	ファックス		
	メールアドレス	@			
	勤務先/通学先			勤務先/通学先 電話番号	

団体代表者に関する情報	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒 ー			登録者と同じ
	電話番号1		電話番号2		
	メールアドレス	@			登録者と同じ

団体担当者に関する情報	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒 ー			
	電話番号1		電話番号2		
	メールアドレス	@			

伝統文化交流館使用欄			
登録番号		添付書類	
有効期限			

## 個人情報の収集に関する同意書(利用者用)

当公益財団では、「高度情報化社会における個人情報の重要性を認識し、個人の人格尊重の理念の下に、ご利用いただくお客様、取引先および職員を含む全ての個人情報を慎重かつ適切に取り扱うとともにその保護に努めています。

プライバシーマークの基準では、個人情報を収集する場合、その取り扱いに関する必要事項について事前に通知し、同意を得ることが義務づけられております。(JIS Q 15001 3.4.2.4項)

つきましては、以下内容についてご同意いただきますようお願いいたします。

### 収集目的

収集した個人情報は次の事項に限定して使用いたします。

- (1) 登録等施設利用に関する事務手続き
- (2) アンケート回答やモニター結果の分析活用
- (3) 当公益財団へのご意見・ご要望及びお問い合わせに対する回答
- (4) DMの発送及び情報誌への写真の掲載

### 個人情報の提供の予定

申し込み時にご希望があった場合のみ、次の方法で情報の提供を行います。

- (1) 窓口での入会希望者に対する情報提供
- (2) 当公益財団が指定する団体のホームページへの掲載

### 個人情報の預託の予定

利用目的の範囲内で個人情報を含んだ業務を外部委託するときは、個人情報の安全管理に必要な契約してを締結し、適切な管理・監督を行ないます。

### 個人情報の提供の任意性について

個人情報の提供は皆さんの任意です。但し、必要な個人情報を提供いただけない場合には当公益財団のサービスをご提供することができませんのであらかじめご了承ください。

### 個人情報の開示等を要求する権利、並びにその方法

ご提供いただいた個人情報については、開示等を求める権利があります。

ご本人からの求めにより、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に応じます。

「開示等の求め」に応じる手続き等は、下記連絡窓口までお問い合わせください。

### 個人情報に関する管理者及び連絡窓口

管理者：当公益財団の統括管理責任者(事務局長)

連絡窓口：公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 企画経営課

〒107-0052 東京都港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティーぶらざ2F

電話:03-5770-6831 FAX:03-5770-6884 電子メール:fureai-info@kissport.or.jp

上記内容について同意し、必要な個人情報を提供します。

また、団体登録をする場合は、代表者以外の方からも同様に個人情報の提供について同意を得ていることを申告します。

年 月 日

(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団 御中

( 団 体 名 )

(登録番号: \_\_\_\_\_)

(代表者名又は氏名) \_\_\_\_\_



氏名	代表者に ○をつける	現住所	上段：勤務先 下段：所在地
フリガナ		電話：	

# 見本

## 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 会 規 約

### (名 称)

第1条 本会は、〇〇〇〇〇〇〇〇 会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、〇〇〇を通し、会員相互の親睦及び技術の向上を図ることはもとより、社会に貢献することを目的とする。

### (活 動 計 画)

第3条 本会は、練習日を月〇〇回とし、年1回の発表会を開催する。

### (会 則)

第4条 本会の会員は、原則として港区在住、在勤者をもって構成する。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名

### (会 費)

第6条 本会の会費は、月〇〇円とする。

### (会 議)

第7条 本会の総会は、原則として年1回開催する。  
会長は、必要に応じ臨時に総会を開催できるものとする。

### (規 約 改 正)

第8条 本会の規約は、総会において会員の過半数の賛成をもって改正することができる。

### (そ の 他)

第9条 本会は、港区立伝統文化交流館及び港区等が主催する事業に積極的に参加し、協力するものとする。

### (施 行)

第10条 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

# 見本

## 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 会 活動計画

月	活 動	会議等
4月	練習 〇〇回	総会
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		発表会
1月		
2月		
3月		

※ 特に正式な書式はありません。活動内容が分かるように作成してください。